刑の全部の執行猶予制度の在り方 (検討課題等)

刑の全部の執行猶予制度の在り方 (検討課題等)

第1 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

- 考えられる制度の概要 ──

刑の全部の執行猶予の期間中保護観察に付されている場合であっても、情 状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡 すことができるものとする。

【検討課題】

- 〇 要件
 - 「情状に特に酌量すべきものがあるとき」とは異なる要件とするべきか
- 運用に与える効果・影響
 - ・ 初度の執行猶予を言い渡す際に保護観察に付するかどうか
 - ・ 単純執行猶予の期間内に罪を犯した者に再度の執行猶予を言い渡すかどうか

第2 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

- 考えられる制度の概要 ―

執行猶予の期間内に更に罪を犯した者に再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる懲役又は禁錮の刑期の上限を、以下のとおり引き上げるものとする。

A案 2年以下とする。

B案 3年以下とする。

【検討課題】

○ 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限の引上げの程度

第3 執行猶予を取り消すための要件の緩和

- 考えられる制度の概要 ―

刑の全部の執行猶予の期間内に遵守事項違反があった場合の執行猶予の取消 しの要件について、「情状が重いとき」(刑法第26条の2第2号)との要件 を緩和する。

【検討課題】

- 必要性
- 〇 要件

A案 遵守事項違反があった場合,執行猶予を取り消すことができるものとする

<u>B</u>案 遵守事項違反があった場合、情状が軽いときを除き、執行猶予を取り消すことができるものとする

- 併せて以下の仕組みを設けるか否か
 - ・ 保護観察期間を執行猶予期間よりも短期間にし得る仕組み
 - ・ 執行猶予期間中の行状を考慮して早期に保護観察を終了させ得る仕組み
 - ・ 刑期の一部についてのみ執行猶予を取り消し得る仕組み

第4 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

- 考えられる制度の概要 ―

- 1 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯した場合において、その罪について刑に処せられたときは、以下の要件の下で、猶予期間経過後であっても、執行猶予の言渡しを取り消して刑を執行することができるものとする。
 - ① 更に犯した罪について猶予の期間内に公訴が提起されたこと
 - ② 執行猶予の言渡しを取り消すべき場合において、検察官の請求が一定の 期間内に行われたこと
- 2 1の執行猶予の言渡しの取消しは、猶予の期間内に更に犯した罪について、 禁錮以上の刑に処せられたときは必要的なものとし、罰金に処せられたとき は裁量的なものとする。

【検討課題】

- 猶予期間経過の効果(刑法第27条)との関係
- 併せて以下の仕組みを設けるか否か
 - ・ 刑の一部の執行猶予(刑法第27条の2),仮釈放(刑法第28条)の期間内に更に罪を犯した場合,期間経過後であっても同様に刑を執行することができる仕組み
 - ・ 猶予期間経過後に執行猶予を取り消した場合には、(経過した)猶予期間 分を考慮して早期に仮釈放を行う仕組み

第5 資格制限の排除

- 考えられる制度の概要

裁判所が刑の全部の執行猶予判決を宣告する際、刑の言渡しに伴う資格制限 を排除する旨を言い渡すことができるものとする。

【検討課題】

- 〇 必要性
- 資格制限の趣旨, 行政官庁と裁判所の役割
- 要件及びその判断の在り方